

電気需給約款(低圧)

東北エリア

2025 年10月 1 日 実施
株式会社レクスポート

目次

第1章 総 則	4
第1条 適用.....	4
第2条 需給約款および契約要綱の変更	4
第3条 用語の定義	5
第4条 単位および端数処理.....	6
第5条 実施細目	6
第2章 契約の締結	6
第6条 需給契約の申込み	6
第7条 需給契約の成立および契約期間	7
第8条 供給電気方式, 供給電圧および周波数	7
第9条 需要場所.....	7
第10条 需給契約の単位	8
第11条 供給の開始.....	8
第12条 供給の単位	8
第13条 承諾の限界	8
第14条 契約電流, 契約電力および契約容量.....	8
第3章 料金の算定および支払い	10
第15条 料金	10
第16条 料金の適用開始の時期	10
第17条 検針日.....	10
第18条 料金の算定期間	10
第19条 使用電力量等の計量および算定.....	10
第20条 料金の算定.....	11
第21条 日割計算.....	11
第22条 料金の支払義務および支払期日	11
第23条 延滞利息	12
第4章 使用および供給	12
第24条 適正契約の保持	12
第25条 需要場所への立入りによる業務の実施.....	12
第26条 需要場所への立入りによる業務の実施.....	12
第27条 供給の停止.....	13
第28条 供給停止の解除	13
第29条 供給停止期間中の料金.....	13
第30条 違約金	14
第31条 供給の中止または使用の制限もしくは中止	14
第32条 損害賠償の免責	14

第 33 条 設備の賠償.....	15
第 5 章 契約の変更および終了	15
第 34 条 需給契約の変更	15
第 35 条 名義の変更.....	15
第 36 条 需給契約の廃止	15
第 37 条 需給開始後の需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費の精算.....	15
第 38 条 解約等	16
第 39 条 需給契約終了後の債権債務関係.....	16
第 6 章 供給方法, 工事および工事費の負担.....	16
第 40 条 供給方法および工事	16
第 41 条 工事費負担金等相当額の申受け等.....	17
第 7 章 その他.....	17
第 42 条 反社会的勢力との取引排除	17
別表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金	21
別表 2 燃料費調整	22
別表 3 日割計算の基本算式.....	24
別表 4 契約電力および契約容量の算定方法	24
別紙 5 進相用コンデンサ取付容量基準	24

第1章 総則

第1条 適用

1. 株式会社レクスポート(以下「当社」といいます。)が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介し、低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、電気を供給するときの料金その他の供給条件は、この電気需給約款(低圧)(以下「本需給約款」といいます。)および当社が別に定める需給契約要綱(以下「契約要綱」といいます。)によります。
2. 本需給約款は、次の地域に適用いたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。
青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

第2条 需給約款および契約要綱の変更

1. 一般送配電事業者が定める託送供給等約款(以下「託送供給等約款」といいます。)が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本需給約款および契約要綱を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の電気需給約款(低圧)および契約要綱の内容およびその効力発生時期を当社ウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法(以下「当社が適切と判断した方法」といいます。)により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款(低圧)および契約要綱によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。
2. 当社とお客さまとの間で電気の需給契約(以下「需給契約」といいます。)締結後、消費税法および地方消費税法(以下総称して「消費税法等」といいます。)の改正等により消費税法等の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率に基づいて料金その他の債務にかかわる消費税等相当額を支払うものとします。
3. 本需給約款および契約要綱の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合以下の方法により行うことを、お客さまは、あらかじめ承諾していただきます。
 - (1) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - (2) 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
 - (3) 上記にかかわらず、本需給約款および契約要綱の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当社が適切と判断した方法により説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないことといたします。

4. 需給契約が成立した場合、本需給約款、契約要綱および供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付いたします。

第3条 用語の定義

以下の言葉は、本需給約款においてそれぞれ以下の意味で使用いたします。

1. 低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
2. 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。
3. 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
4. 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
5. 契約電流
契約上使用できる最大電流(アンペア)をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。
6. 契約電力
契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。
7. 契約容量
契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。
8. 契約主開閉器
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
9. 最大需要電力
記録型計量器により計量される 30 分ごとの使用電力量を 2 倍した値の最大値をいいます。
10. 夏季
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
11. その他季
毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。
12. 再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
13. 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税ならびに地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

14. 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

15. 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。)をいいます。

第 4 条 単位および端数処理

本需給約款および契約要綱において料金その他を計算する場合の単位および端数処理は、以下のとおりといたします。

1. 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、契約電力および最大需要電力が0.5キロワット未満となる場合は、契約電力および最大需要電力を1キロワットといたします。
2. 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、契約容量が0.5キロボルトアンペア未満となる場合は、契約容量を1キロボルトアンペアといたします。
3. 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
4. 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
5. 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
6. 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

第 5 条 実施細目

本需給約款および契約要綱の実施上必要な細目的事項は、本需給約款および契約要綱の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

第 2 章 契約の締結

第 6 条 需給契約の申込み

1. お客さまが新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ本需給約款、契約要綱および託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により申込みをしていただきます。

契約種別, 供給電気方式, 需給地点, 需要場所, 供給電圧, 契約電流, 契約電力, 契約容量, 契約主開閉器, 負荷設備, 発電設備等, 業種, 用途, 使用開始希望日および料金の支払方法

2. 1により需給契約の申込みをされる場合は, お客さまは, あらかじめ, 次の事項を承諾するものといたします。
 - (1) お客さまが本需給約款および契約要綱によって支払いを要することとなった料金その他の債務について, 当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には, 当社は, お客さまの氏名, 住所, 支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知すること。
 - (2) お客さまから申し出ていただく事項のうち, 託送供給等約款にもとづく接続供給のために一般送配電事業者が必要とする事項について, 当社が一般送配電事業者に情報を提供すること。
3. 契約電流, 契約電力および契約容量については, 1年間を通じての最大の負荷を基準として, お客さまから申し出ていただきます。この場合, 1年間を通じての最大の負荷を確認するため, 必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書によりご提供いただきます。
4. 供給設備の工事を要する場合は, 用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため, 原則として, あらかじめ当社または一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき, 申込みをしていただきます。
5. 当社以外の者による電気の供給から当社による電気の供給に変更を申込みれる場合は, 1に準じて申込みをしていただきます。ただし, 変更前の当社以外の者との需給契約の廃止等について確認する場合があります。

第 7 条 需給契約の成立および契約期間

1. 需給契約は, お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし, 一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって, 電気を供給できないことが明らかになった場合には, 当社は, 需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することがあります。
2. 契約期間は, 次によります。
 - (1) 契約期間は, 需給契約書にて別に定める場合を除き, 需給契約が成立した日から, 需給開始日以降1年目の日までといたします。
 - (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は, 需給契約は, 契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

第 8 条 供給電気方式, 供給電圧および周波数

供給電気方式, 供給電圧および周波数は, 託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

第 9 条 需要場所

需要場所は, 託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

第10条 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- 1 需要場所において、電灯または小型機器を使用する需要に適用する契約種別(以下「電灯契約種別」といいます。)と動力を使用する需要に適用する契約種別(以下「動力契約種別」といいます。)とをあわせて契約する場合
- 当社があわせて契約することを認める契約種別(特定小売供給約款等に定める契約種別を含みます。)とあわせて契約する場合

第11条 供給の開始

- 当社は、需給契約が成立したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、別の需給開始日を定めて電気を供給いたします。
- 当社以外の者による電気の供給から当社による電気の供給に変更される場合で、当社以外の者との需給契約の廃止手続きが完了されていないときには、需給開始日をあらためて協議いたします。

第12条 供給の単位

当社は、託送供給等約款に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

第13条 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況(既に終了しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)等の理由により、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

第14条 契約電流、契約電力および契約容量

契約電力または契約容量は、原則として次のとおりといたします。

- 契約電流は、次のとおりといたします。
 - (1) 契約電流は、5 アンペア、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアの中から当社が契約種別に応じて契約要綱等で指定するもののうちいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

- 契約電力または契約容量は、原則として次のとおりといたします。

- (1) その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力により契約電力を定める場合には、次の場合を除き、各月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- (a) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、新たに本需給約款および契約要綱等による電気の供給を受ける前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、本需給約款および契約要綱等による電気の供給を受ける前の供給は、契約電力の決定上、本需給約款および契約要綱等によって受けた供給とみなします。
- (b) 主開閉器の定格電流等を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- (c) 主開閉器の定格電流等を減少される場合で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。)は、減少された主開閉器の定格電流等の内容により、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。
- (2) 契約主開閉器により契約容量または契約電力を定める場合には、契約容量または契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 4(契約電力および契約容量の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。
- (3) 契約電力は、50 キロワット以上とならないものといたします。また、契約容量は、50 キロボルトアンペア以上とならないものといたします。
3. 第 10 条(需給契約の単位)1 の場合は、各需給契約の契約電流、契約容量または契約電力の合計(この場合、10 アンペアおよび 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)は、原則として 50 キロワット以上とならないものといたします。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合はこの限りではありません。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

第 3 章 料金の算定および支払い

第 15 条 料金

料金は、契約種別ごとに契約要綱に定めるとおりといたします。

第 16 条 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責に帰さない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

第 17 条 検針日

1. 検針日は、託送供給等約款に定めるところによるものとし、次により、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。
 - (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日(一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。)に、各月ごとに一般送配電事業者が行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、一般送配電事業者は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
 - (2) お客さまが不在等のため一般送配電事業者が検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
 - (3) 一般送配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。なお、当社は、(a)の場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。
 - (a) 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合
 - (b) その他特別の事情がある場合
 - (4) (3)(a)の場合で、一般送配電事業者が検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
 - (5) (3)(b)の場合で、一般送配電事業者が検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

第 18 条 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

第 19 条 使用電力量等の計量および算定

1. 使用電力量は、託送供給等約款に定めるお客さまの供給地点にかかわる 30 分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間(需

給契約が終了する場合は、検針期間の開始日から終了日までの期間といたします。)において合計した値といたします。なお、電力量料金を季節区分および時間帯区分ごとに算定する場合の料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間(ただし、需給契約が終了する場合は、検針期間の開始日から終了日までの期間といたします。)において合計した値といたします。

2. 当社は、一般送配電事業者から受領した検針の結果をお客さまにお知らせいたします。
3. 計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力等を正しく計量できない場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力等は、託送供給等約款に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

第 20 条 料金の算定

1. 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
 - (1) 電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合
 - (2) 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - (3) 検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回る場合
 - (4) その他当社が 1 月とするのが適切ではないと判断した場合
2. 料金は、需給契約ごとに算定いたします。なお、算定の結果は、料金の算定期間ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。

第 21 条 日割計算

1. 当社は、第 20 条(料金の算定)1(1)、(2)または(3)の場合は、以下により料金を算定いたします。
 - (1) 基本料金は、別表 3(日割計算の基本算式)1 により日割計算をいたします。
 - (2) 電力量料金、別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)3 によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表 3(日割計算の基本算式)1 により日割計算をいたします。
 - (3) (1)および(2)によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
2. 第 20 条(料金の算定)1(1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および終了日を含みます。また、第 20 条(料金の算定)1(2)の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

第 22 条 料金の支払義務および支払期日

1. お客さまの料金の支払義務は、原則として、検針日以降で一般送配電事業者から検針の結果を受領したことにより、当社にて料金の請求が可能となった日に発生するものといたします。お客さまの料金は、支払い期日までに支払っていただくものとし、当社は、その 1 月における料金を、検針日の前日が属する月の末日から 15 日以内にお客さまに請求いたします。振り込みによる支払いの場合、お客さまは請求書に記載された支払期日までに、当社が指定する口座に料金を振り込むものといたします。なお、振込手数料はお客さまが負担するものといたします。
また、口座振替による支払いの場合、請求書を受領した日の属する月の 27 日(銀行の休業日の場合は

翌営業日といたします。)を振替日といたします。なお、口座振替の際の振替手数料は当社が負担いたします。

2. 料金以外の一般送配電事業者の託送供給等約款に基づいて発生する工事費負担金その他の需給契約に基づきお客さまに発生する金銭債務については、発生するつど、当社が指定する方法により支払っていただきます。

第 23 条 延滞利息

お客さまが料金を支払期日までに支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金にかかわる消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して、年 10%の延滞利息(閏年の日を含む期間についても、365 日あたりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額をお客さまから申し受けます。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して 14 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。この延滞利息は、お客さまが延滞利息算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

第 4 章 使用および供給

第 24 条 適正契約の保持

当社が、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認めた場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

第 25 条 需要場所への立入りによる業務の実施

1. 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約種別のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。
2. お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。
なお、進相用コンデンサは、別表5(進相用コンデンサ取付容量基準)を基準として取り付けていただきます。

第 26 条 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまには、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、係員は、お客さまのお求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。

3. 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計, 施工 (取付けおよび取外しを含みます。), 改修または検査
4. 託送供給等約款によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
5. 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験, 負荷設備, 契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
6. 計量器の検針または計量値の確認
7. 第 27 条(供給の停止), 第 36 条(需給契約の廃止)(1)または第 38 条(解約等)により必要な処置
8. その他本需給約款によって, 契約の成立, 変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務等

第 27 条 供給の停止

1. お客さまが次のいずれかに該当する場合には, 一般送配電事業者が電気の供給を停止することがあります。
 - (1) お客さまの責に帰すべき理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - (2) お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し, または亡失して, 一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - (3) 託送供給等約款に反して, 一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
 - (4) その他託送供給等約款に定めのある場合
2. お客さまが次のいずれかに該当し, 当社がその旨を警告しても改めない場合には, 一般送配電事業者が電気の供給を停止することがあります。
 - (1) お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合
 - (2) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - (3) 動力契約種別の場合で, 変圧器, 発電設備等その他を介して, 電灯または小型機器を使用されたとき。
 - (4) 託送供給等約款に反して, 一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - (5) その他託送供給等約款に定めのある場合
3. 1 または 2 によって電気の供給を停止する場合, 一般送配電事業者は, 一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において, 供給停止のための適当な処置を行ないます。なお, この場合には, 必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

第 28 条 供給停止の解除

第 27 条(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合で, お客さまがその理由となった事実を解消したときには, 一般送配電事業者が, すみやかに電気の供給を再開いたします。

第 29 条 供給停止期間中の料金

第 27 条(供給の停止)によって電気の供給を停止された場合には, その停止期間中についても, 原則として,

供給がされていたものとみなして料金を算定いたします。

第 30 条 違約金

1. お客さまが第 27 条(供給の停止)2(2)もしくは(3)に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
2. 1 の免れた金額は、本需給約款および契約要綱に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
3. 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

第 31 条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

1. 次の場合には、託送供給等約款の定めに従い、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - (1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - (2) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - (3) 電気の需給上または保安上必要がある場合
 - (4) その他託送供給等約款に定めのある場合
2. 1 の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急時等やむをえない場合には、この限りではありません。
3. 1 の場合には、当社は、料金の減額等を行ないません。

第 32 条 損害賠償の免責

1. 第 11 条(供給の開始)2 によって需給開始日を変更した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
2. 託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約にかかわる債務の履行の責めを負いません。
3. 第 27 条(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合または第 38 条(解約等)によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
4. 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
5. 天候、天災、伝染病、戦争、暴動等その他不可抗力によってお客さまが損害を受けた場合、当社は、その損害について賠償の責任を負いません。
6. 一般送配電事業者の責めに帰すべき理由その他当社の責めとならない理由により被ったお客さまの損害について、当社は、賠償の責任を負いません。

第 33 条 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額およびその金額の支払いに要する費用をお客さまに支払っていただきます。

第 5 章 契約の変更および終了

第 34 条 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、第 2 章(契約の締結)に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

第 35 条 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続によることができます。この場合には、その旨をあらかじめ文書等により申し出ていただきます。

第 36 条 需給契約の廃止

1. お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
2. 需給契約は、第 38 条(解約等)および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に終了いたします。
 - (1) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、廃止期日以降で当社が電力広域的運営推進機関および一般送配電事業者との間で必要な手続きを完了させた日に需給契約が終了するものといたします。
 - (2) 当社の責めとならない理由により一般送配電事業者が需給契約を終了させるための処置ができない場合は、需給契約を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。
 - (3) 当社との需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との需給契約にもとづき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、あらかじめ通知いただいた廃止期日について、お客さまと協議のうえ変更することがあります。

第 37 条 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さまが契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約が終了する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合に、当社が一般送配電事業者から料金または工事費等の精算を求められる場合には、当社はお客さまから、その精算金に相当する金額ならびにその支払いに必要な手数料を第 22 条(料金その他の支払義務および支払期日)2 に従いお支払いいただきます。ただし、非常変災等やむをえない理

由による場合を除きます。

第 38 条 解約等

1. 当社は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
 - (1) 託送供給等約款に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき
 - (2) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - (3) お客さまが他の需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - (4) 本需給約款および契約要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息, 違約金, 工事費負担金その他本需給約款および契約要綱から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
 - (5) お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - (6) お客さまが破産手続き開始, 再生手続き開始, 更生手続き開始, 特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
 - (7) お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - (8) お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (9) その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合
 - (10) お客さまがその他本需給約款および一般送配電事業者が定める託送供給等約款または関係法令等に違反した場合
2. お客さまが、第 36 条(需給契約の廃止)1 による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は終了するものといたします。

第 39 条 需給契約終了後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。

第 6 章 供給方法, 工事および工事費の負担

第 40 条 供給方法および工事

1. 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給方法および工事については、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。
2. 託送供給等約款にもとづき当社と一般送配電事業者との協議によって定めることとされている供給地

点、架空引込線の引込線取付点、地中引込線によって接続を行なう場合の一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所、計量器等の取付位置および集合住宅等の場合で建物内に計量器等を取り付けた場合の必要な事項等については、原則としてお客さまと一般送配電事業者との協議によって定めていただきます。

3. 一般送配電事業者の供給設備、計量器等および電流制限器等を施設または取り付ける場合の施設場所または取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。
4. 当社が一般送配電事業者から託送供給等約款にもとづき電気の供給または計量にあたり必要な設備等の施設または取付けを求められた場合には、当該設備等は、原則として、お客さまの負担で施設または取り付けていただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者が当該設備等は無償で利用できるものいたします。

第 41 条 工事費負担金等相当額の申受け等

1. 一般送配電事業者から、託送供給等約款にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等にかかわる工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前にお客さまから申し受けま
2. 一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額にかかわる工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、お客さまと工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものいたします。
3. お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、一般送配電事業者から託送供給等約款にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額をお客さまから申し受けま

第 7 章 その他

第 42 条 反社会的勢力との取引排除

当社およびお客さまは、以下の各号について表明し、保証するものいたします。

1. 自己、または自己の役員、重要な地位の使用人これに順ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等(以下「自己の役員等」といいます)が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことは
2. 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有しておらず、また、今後もそのようなことは
3. 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また、今後もそのようなことは
4. 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力に対して資本金等を提供し、または便宜を供与するなど、

反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また、今後もそのようなことはしないこと。

5. 当社およびお客さまは、自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等(以下「関係先等」といいます)に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。

第 43 条 別途協議事項

本需給約款に定めのない事項に関しては、お客さまおよび当社が協議の上、その解決に誠実に努めるものいたします。

第 44 条 管轄裁判所

本需給約款にかかわる訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

附 則

1. 本需給約款の実施期日

本需給約款は、2025 年 6 月 1 日から実施いたします。

別 表

別表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法第 32 条第 2 項の規定にもとづき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

1 に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間の始期から、翌年の 4 月の料金にかかる計量期間の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に 1 に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
- (2) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申し出の直後の 5 月の料金にかかる計量期間の始期から翌年の 4 月の料金にかかる計量期間の終期(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(1)にかかわらず、(1)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

別表 2 燃料費調整

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1152$$

$$\beta = 0.2714$$

$$\gamma = 0.7386$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (31,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(3)②の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を上回り、かつ、47,100 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(3)②の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 47,100 円を上回る場合平均燃料価格は、47,100 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (47,100 \text{ 円} - 31,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(3)②の基準単価}}{1,000}$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る検針期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る検針期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る検針期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る検針期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る検針期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る検針期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る検針期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る検針期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る検針期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る検針期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る検針期間等
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の5月の料金に係る検針期間等

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりといたします。

1キロワット時につき	22銭1厘
------------	-------

3. 燃料

費調整額

燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に

1. (2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表 3 日割計算の基本算式

1. 基本料金を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{基本料金} = 1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割り計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の 1 にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

- (1) 電気の供給を開始した場合

開始日を含む検針期間の日数といたします。

- (2) 需給契約が終了した場合

終了日を含む検針期間の日数といたします。

2. 電力量料金、別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)3 によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。

別表 4 契約電力および契約容量の算定方法

契約主開閉器により契約容量または契約電力を定める場合は、契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100 パーセントといたします。)を乗じます。

1. 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電力(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

2. 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電力(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

別紙 5 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

1. 照明用電気機器

- (1) けい光

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	
		50ヘルツ	60ヘルツ
100	10	4.5	3.5
	15	5.5	4.5
	20	9	5.5
	30	11	9
	40	17	14
	60	21	17
	80	30	25
	100	36	30
200	40	4.5	3.5
	60	5.5	4.5
	80	7	5.5
	100	9	7

(2) ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	変圧器容量 (ボルトアンペア)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	
		50ヘルツ	60ヘルツ
3,000	80	30	20
6,000	100	50	30
9,000	200	75	50
12,000	300	100	50
15,000	350	150	75

(3) 水銀灯(標準周波数 50 ヘルツおよび 60 ヘルツの場合といたします。)

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	
	100 ボルト	200 ボルト
50以下	30	7
100 //	50	9
250 //	75	15
300 //	100	20
400 //	150	30
700 //	250	50
1,000 //	300	75

2. 誘導電動機

(1) 個々にコンデンサを取り付ける場合

(a) 単相誘導電動機

使用電圧(ボルト)		100				200			
電動機 定格出力	馬力	1/8	1/4	1/2	1	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	50ヘルツ	50	75	75	100	20	20	30	40
	60ヘルツ	40	50	75	100	20	20	30	40

(2) 3相誘導電動機(使用電圧 200 ボルトの場合といたします。)

電動機 定格出力	馬力	1/4	1/12	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	50 ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60 ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

(3) 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

3. 電気溶接機(使用電圧 200 ボルトの場合といたします。)

(1) 交流アーク溶接機

溶接機最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

(2) 交流抵抗溶接機

(1) の容量の 50 パーセントといたします。

4. その他

1,2 および 3 によることが不適當と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。